

緊急地震速報サービス 利用規約

CCNet 株式会社

緊急地震速報サービス 利用規約

CCNet株式会社（以下、「当社」といいます。）と当社が行なう緊急地震速報サービスの提供を受ける者（以下、「利用者」といいます。）との間に結ばれる利用規約は以下の条項によるものとします。

- 第1節 総則（1条－4条）
- 第2節 利用契約（5条－9条）
- 第3節 受信端末（10条－11条）
- 第4節 サービスの中断等（12条－15条）
- 第5節 利用料金（16条）
- 第6節 損害賠償（17条）
- 第7節 雑則（18条－22条）

第1節 総則

第1条 （利用規約の適用）

当社は、緊急地震速報サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、これにより緊急地震速報サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （緊急地震速報）

本規約において、緊急地震速報とは、地震（P波）の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報のことをいいます。

2 当社は、利用者に対し、申込に先立って以下に掲げる事項について説明し、利用者は説明を受け、これを理解しなければなりません。

- （1）緊急地震速報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、直下型地震など震源の近くでは情報が間に合わない場合があること。
- （2）緊急地震速報は、ごく短時間のデータだけを使用した情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界があること。
- （3）落雷、ノイズ、システム障害、本サービスを受信するための接続機器（親機、子機を含みます。以下、「受信端末」といいます。）の故障、保守点検作業等により誤報や情報が到達しない可能性があること。
- （4）本サービスは予測される地震情報を配信するものであり、これにより直ちに生命、身体または財産等の損害を軽減させるものではないこと。
- （5）受信端末が正常に動作しているかどうかを確認する手順。
- （6）緊急地震速報が配信された場合においては、利用者の判断と責任において行動すべきこと。

- (7) 利用者は、本サービスによる緊急地震速報を得られる環境にある者が、緊急時に安全な行動を行えるよう日頃の啓蒙活動、防災訓練等を行うこと。
- (8) 不特定多数の来場者および来客者の集まる場所での利用において本サービスの緊急地震速報が配信された場合は、利用者の責任において速やかに安全の確保、避難誘導等を行うべきこと。

第3条 (提供する情報)

当社は、気象庁およびデータ配信者から地震発生の情報を受信した場合、直ちに利用者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、震度3以上の地震の揺れが生じると予測された場合には、利用者の受信端末に緊急地震速報を配信し通報を行います。

2 当社は、前項の緊急地震速報以外の関連情報（警報解除、誤報案内、設備のメンテナンス情報等）についても、提供する場合があります。

第4条 (本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、当社が事業を行うエリア内とします。

第2節 利用契約

第5条 (契約の単位)

本サービスの利用契約は、個人、世帯または法人ごとに行います。

第6条 (利用申込をすることができる者の条件)

本サービスの利用は、当社が提供するケーブルテレビサービス、ケーブルインターネットサービス、または有料のテレビジョン放送再送信サービス（以下、「基本サービス」といいます。）に加入している者に限ります。

2 電波障害対策施設において当社の放送信号が受信可能な者は、基本サービスに加入していない場合であっても、本サービスを利用することができます。ただし、これらの者の本サービス利用可能期間は、電波障害対策期間満了までとします。それ以後は、基本サービスに加入することを条件に、本サービスを利用することができるものとします。

3 基本サービスの利用を停止されている利用者は、本サービスを申込みことはできません。

第7条 (利用申込)

本サービスの利用申込については、利用者は本規約に同意した上で、当社が指定する「緊急地震速報サービス加入申込書」を提出するものとします。

第8条 (申込の承諾)

当社は、本サービスの申込者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が基本サービス料金の支払を怠っている場合。

- (2) 本サービス加入申込書の内容に虚偽の記載があった場合。
- (3) 申込者が本規約に違反するおそれがある場合。
- (4) 本サービスの提供が困難な場合。
- (5) その他本サービスの利用契約の締結が不相当であると判断した場合。

第9条 (最低利用期間)

本サービスについては、6ヶ月を最低利用期間とします。

- 2 利用者が前項の最低利用期間内に本サービスを解約した場合、最低利用期間に満たない期間に相当する利用料を支払うものとします。
- 3 本サービスの利用契約は、受信端末を設置した日から開始するものとします。

第3節 受信端末

第10条 (受信端末の設置場所等)

- 1 本サービスを利用するためには、当社が貸与する受信端末のみを使用するものとします。
- 2 利用者は、適時に、受信端末の動作確認(受信端末のランプの点灯状態の確認および単独でできる配信テスト等)を行い、動作の不具合等が発見された場合には直ちに当社に連絡しなければなりません。
- 3 受信端末の設置場所は、第4条に定めた当社エリア内で、かつ利用者が基本サービスを利用している建物内に限ります。
- 4 子機の設置場所は、親機を設置した建物内で、親機からの電波が到達可能な範囲とします。
- 5 利用者は当社に無断で受信端末の設置場所を移動したり、むやみに電源を切ったり、または受信端末に接続している同軸ケーブルを取り外すことはできません。やむを得ず受信端末を移動する場合や、同軸ケーブルを取り外す場合は、直ちに当社へ連絡し、再度受信端末の位置情報について設定を受けなければなりません。受信端末の移動に伴い発生する費用は、利用者が負担するものとします。
- 6 利用者は使用上の注意事項を遵守し受信端末を維持管理するものとします。利用者が故意または過失により受信端末を破損、紛失した場合、修復、填補に要する費用は利用者が負担するものとします。

第11条 (第三者への譲渡・貸与の禁止)

- 受信端末は、当社が利用者に貸与するものであり、当社の承諾がなければ、第三者へ貸与、譲渡、質入または廃棄等することはできません。
- 2 利用者は、当社の承諾がなければ、本サービスを受ける権利を第三者に貸与、譲渡、または質入することはできません。

第4節 サービスの中断等

第12条 (サービスの中断)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。

- (1) 基本サービスまたは本サービスの提供に必要な設備の保守・点検作業を行う場合。
- (2) 基本サービスまたは本サービスの提供に必要な設備に障害が発生した場合。
- (3) 天災地変等が発生した場合。
- (4) 気象庁またはデータ配信元からのデータが配信されない場合。
- (5) その他本サービスの提供が困難であると判断した場合。

2 利用者の都合により本サービスを中断することはできないものとします。

第13条 (本サービスの利用停止)

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本規約に違反する行為を行った場合。
- (2) 第16条に定める本サービス料金の支払を怠った場合。
- (3) 第6条に定める利用条件を満たしていないことが判明した場合。
- (4) 基本サービス料金の支払を怠った場合。
- (5) 緊急地震速報サービス加入申込書の内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
- (6) その他当社が本サービスの提供をすることが不相当と判断した場合。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、利用者に対しその理由および利用停止期間を、当社の定める方法で通知します。ただし、急を要する等やむをえない場合はこの限りではありません。

第14条 (利用者からの解除)

利用者は本サービスの利用契約を解除しようとする場合、解除を希望する月の末日までに当社に届け出るものとします。

2 本サービスの利用契約を解除した場合であっても、利用者の当社に対する債務は消滅しません。

第15条 (当社からの解除)

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、なんらの催告をすることなく本サービスの利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第13条により本サービスの利用を停止されている者が、利用停止期間内に当該事由を解消しないとき。
- (2) 基本サービスの利用契約が全て終了した場合。
- (3) 事業の重要な一部または全部を譲渡したまたはその決議をしたとき。
- (4) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化したまたはそのおそれがあると認められる相当の理由が生じたとき。

(5) 当社の信用、利益を害する行為があったとき。

第5節 料金

第16条 (料金)

本サービスの料金は、当社が別に定める金額とします。料金は暦月単位に計算し、利用者は、当社が指定する期日および方法で料金を支払うものとします。

2 当社は、経済環境の変動または提供するサービス内容の変更、拡充等により前項の料金を改定することがあります。

3 利用者は、第1項に定める料金の支払を遅延した場合は、遅延した金額に対し年14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

4 当社は、原則として利用者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、利用者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。

5 当社は、利用者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき別表に定める費用を請求します。

第6節 損害賠償

第17条 (損害賠償)

利用者は、第2条に掲げる緊急地震速報の仕組みを十分に理解した上で、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2 本サービスにより緊急地震速報を受信した利用者が、避難行為等を行った結果生じた一切の損害について、利用者は損害賠償を請求することはできないものとします。

3 本サービスに関して、システム障害もしくは受信端末の故障等を原因とする誤報または情報の不到達、あるいは情報を配信した結果利用者に生じた一切の損害について、利用者は損害賠償を請求することはできないものとします。

4 利用者は、当社が設備の維持・管理等の必要により、本サービスの提供が一時的に中断することを承認し、それに伴う損害賠償を請求することはできないものとします。

5 天災、事変その他当社の責に帰することのできない事由を原因とする本サービスの停止の結果、利用者に生じた一切の損害について、当社はその責任を負いません。

6 当社の故意または過失を原因として利用者に損害が生じた場合でも、当社が賠償する損害額は料金の3ヶ月分を上限とします。

第7節 雑則

第18条 (本サービスの廃止)

当社は都合により、本サービスを廃止できるものとします。

第19条 (準拠法)

本規約は日本国の法律に準拠するものとし、本サービスの利用から生じる一切の紛争については、訴額に応じ名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第20条 (個人情報の取扱い)

当社は、基本サービスおよび本サービスの提供に関連して知り得たお客様（当社と契約を締結した者、契約締結にいたらなかった者、および契約が終了した者を含みます。）の個人情報を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。

第21条 (利用規約の改定)

当社は、社会情勢の変動等必要と判断した場合は、利用者への通知および承諾を得ることなく、本規約を改定することができるものとします。本規約が変更されたときは、以後の条件は新しい規約によるものとします。

第22条 (協議)

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

付則

本規約は、2023年11月1日より適用します。

別表

(第16条関係) 料金

項目	単位	金額	
		基本サービス未加入者	基本サービス加入者
初期費用	式	7,000円 (税込7,700円)	7,000円 (税込7,700円)
月額利用料	親機	800円 (税込880円)	500円 (税込550円)
	子機	200円 (税込220円)	200円 (税込220円)
利用明細紙面通知発行料金	通	100円 (税込110円)	100円 (税込110円)

※基本サービス未加入者とは、第6条第2項に定める者を指します。なお、基本サービス未加入者の月額利用料の支払いは、半年払いまたは年払いとします。

(第10条第6項関係) 修復、填補に要する費用

項目		単位	金額
修復に要する費用	親機	台	実費(補填に要する費用の金額を上限とする)
	子機	台	
填補に要する費用	親機	台	10,000 円 (税込 11,000 円)
	子機	台	5,000 円 (税込 5,500 円)